

3章 かがや 安心安全な笑顔が 耀くまち

(1) 土地利用の推進

町の豊かな自然景観に配慮した土地の有効活用を進めます。



【施策の現状】

町の土地利用状況は、総面積は 197.85k m²で、うち山林が 176.38k m²、耕地が 3.91 k m²となっています。

山林は町面積の約 90%を占めており、豊かな自然に恵まれていると共に、災害防止や水源かん養などの機能も果たしています。一方、耕地、宅地は四万十川及び新莊川沿い並びに山間の比較的平坦地に集落と農地が点在しています。

【課 題】

今後、人口減少が進む中で、地域の空洞化、耕作放棄地の増加、山林等の荒廃が考えられます。特に、町の基幹産業である農業における就労者は高齢化や後継者不足により減少傾向にあります。このため優良農地の確保など生産環境の整備を図るほか生活環境や自然環境とのバランスのとれた土地利用についての検討が課題となっています。

【町民からの意見】

- ・高齢化などにより耕作放棄地が増加し、害獣が増えて生活しにくい。
- ・森林、田畑の保全活用に積極的に取り組んでほしい。
- ・管理されていない山や、未登記の土地の相談窓口などの対策をとってほしい。

【主な取り組み】

- ①自然の保護や美しい景観を保全するため、乱開発の防止に努めます。
- ②耕作放棄地対策や優良農地の確保に努め、農業振興に寄与する農地の土地利用を推進します。
- ③土砂災害の防止、自然環境保全や水源かん養機能を確保すると共に、美しい景観形成に資する山林の土地利用を推進します。
- ④土地利用関連計画や関連法、条例等についての周知に努めます。
- ⑤各種条例の運用を図り、適正な土地利用を推進します。
- ⑥各種事業実施の際には、環境に配慮した施工方法を指導・助言します。

【施策指標】

指標名	指標の説明	現在	目標値
		R6 (R5)	R11
農地管理面積	中山間地域等直接支払交付対象面積	298ha	298ha



中山間地域等直接支払制度を活用した農地保全



野菜のハウス栽培



(2) 自然環境の保全

町の自然環境は住民共有の財産であり、より良い形で次世代に引き継いでいく必要があります。また、環境負荷の低減に配慮した持続的な農林水産活動を通じて、その環境保全能力と公益的機能の維持、増進を図り、豊かなまちづくりの実現を目指します。

【施策の現状】

自然とのふれあいを大切にしようとする自然志向の高まりや、自然環境を保全しようとする機運が高まっている中で、豊かな緑や清らかな水辺は、私たちの生活にやすらぎと潤いをもたらす空間として、ますます重要視されてきています。

町は緑豊かな山々に囲まれ、不入山、鶴松森等の森林や四万十川、新莊川の水辺には数多くの動植物が生息し、貴重な自然を多く残しています。

【課 題】

山林の荒廃、河川水質が悪化するなど豊かな自然が損なわれつつあります。豊かな自然の保全と地域の健全な発展のために、秩序ある整備を図る必要があります。

また、山林および河川を守る活動など住民参加による自然環境保全活動の推進が求められます。

【町民からの主な意見】

- ・津野町は自然の豊かさを守り、自然の恵みを人々に与える場として永遠に存在してほしい。
- ・今後山がふけていくので、山道など道路の管理をしてほしい。
- ・健康、環境にやさしいまちづくりを進めてもらいたい。

【主な取り組み】

- ①豊かな自然資源やそれぞれの地域特性を把握し、無秩序な開発に伴う土地利用を防ぐと共に、適正な土地利用を図ります。
- ②山地と河川が織り成す雄大な自然や地形などの恵まれた環境を生かし、ふるさとを大切にした景観形成を図ります。
- ③長い歴史と文化的景観の保全のため、行政と町民が一体となった保存・伝承のための活動を推進します。
- ④住民生活の良好な環境を保全し、資源の再利用の普及や啓発を推進しごみの発生抑制と減量化を図ります。

【町民・地域の協力】

- ・自然環境に配慮した取り組みが求められます。

(3) 道路網の整備促進

社会基盤の根幹となる道路網の整備を進めると共に、老朽化対策を含めた道路環境の維持保全を図ることにより、より安全で快適な町民生活の環境整備と災害に強いまちづくりを目指します。

【施策の現状】

鉄道のない本町の道路事情は、2本の国道が唯一の幹線道路で、町の活動を円滑にする最重要路線です。国道197号は町を東西に横断し、また、国道439号は町西部を南北に縦断し両国道が交差しています。この国道には7本の県道が接続し、これらの国・県道から町道・農林道が延びており、各施設や各集落へと繋がっています。国道197号は改良済みですが、国道439号は寺川工区が事業中であり、まだ多くの未改良区間が残されています。主要県道は、徐々に改良が進められていますが、早期の完成が望まれています。

町道については、幅員が狭く、落石等の危険箇所も少なくない状況です。橋梁についても老朽化が進んでおり、修繕や耐震補強等の対策が必要となっています。農林道整備は受益条件が整わず、開設事業は進んでいませんが、林道の改良は徐々に進んでいます。

【課 題】

国道・県道は、国と県に対し早期整備の予算確保に向け、積極的に働きかける必要があります。町道については、緊急車両等のスムーズな運行と通学路等の安全対策、また、集落内における安全性を確保するため、道路狭隘部の拡幅や老朽化対策を含めた道路環境の整備と維持に努めていく必要があります。特に橋梁については、町内に260橋あり、引き続き施設の長寿命化に向けた対策が必要となります。町道を含む日常生活に必要不可欠な道路網の整備は、過疎・高齢化が進む本町では病院等へのアクセス、救急車等の緊急車両の出動が増加傾向にある中、これらの車両の安全かつスムーズな運行を図ることは喫緊の課題となっています。また、生活道等の日常的な維持管理については、地域住民の高齢化や減少等が進む中、維持管理がこれまで以上に困難になってきています。農道・林道については、農林業の振興を支える重要な基盤であり、経営安定化や作業効率化に向けて整備を進めていく必要があります。

【町民からの主な意見】

- ・道路の舗装補修が行き届いていない。
- ・生活道等の見回りをしてほしい。
- ・町内の道路の状態を早めに情報開示してほしい。

【主な取り組み】

- ①国道・県道整備促進の要望を継続して行います。
- ②町道・農道・林道の整備を促進します。
- ③橋梁の長寿命化整備を推進します。
- ④災害時の迂回路も想定した道路網整備及び危険箇所の改良を図ります。
- ⑤通学路点検等による危険箇所の早期改良を図ります。
- ⑥生活道（町道含む）における緊急車両等の進入可能な道路整備を促進します。
- ⑦町道管理サポート事業等により、地域と協働する維持保全の充実を図ります。

【施策指標】

指標名	指標の説明	現在	目標値
		R6（R5）	R11
町道の改良率の向上	町道の未改良区間の解消	69.7%	72.2%
架替・補修の橋梁数（S59 以前）	橋梁長寿命化計画	36 橋	65 橋

【町民・地域の協力】

- ・改良開設事業における土地の無償提供等の地域住民や地権者の協力が必要となります。



町道の改良（芳生野奈路線）



町道の改良（西黒川線）

(4) 上下水道施設の整備（簡易水道、生活排水）



安全で良質な水道水を安定的に供給するために、水道施設の整備を推進し、住民が健やかに暮らせるまちを目指します。また、施設の計画的な維持管理を行い、施設の性能を保持してコスト削減に努めます。

合併処理浄化槽の普及により、河川の水質改善と自然環境保全及び住民の生活環境の改善を図り、自然と調和したより住みやすいまちづくりを目指します。

【施策の現状】

町では町内全域で簡易水道化を進めており、給水施設の統合整備や、未普及区域解消のため、施設の拡充に努めてきました。しかしながら、地域住民の高齢化や人口減少等に伴い、地域で給水施設を維持管理することが困難になってきていることや、また、施設の老朽化、水源確保が課題となる地域もあり、効率的に水道水を供給できておらず、水の供給が不安定な状況にあります。

町では住民の生活環境の向上と四万十川や新莊川の清流保全を図り、源流域としての責任を果たすため、市町村設置型による合併処理浄化槽の整備を進めています。

令和6年3月末現在、全戸数2,594戸に対し浄化槽設置基数は1,565基で、普及率56%となっています。

【課題】

簡易水道施設や飲料水供給施設の老朽化が進んでおり、今後、維持管理が困難になることが予想されるため、引き続き施設整備や老朽化した施設の更新が必要となっています。また、施設の増加に伴い、維持管理費に対して使用料収入が少なく、水道料の引き上げの検討も必要となっています。

簡易水道の未普及地区においては、要望のあった地区で水源を確保できたところから順次整備し、簡易水道事業が導入できない地区は、県単独事業等を活用して飲料水供給施設の整備を図る必要があります。

合併処理浄化槽の未普及箇所では、生活排水は未処理のまま水路・谷川等へ排出されており、河川の水質悪化や生物への悪影響が懸念されています。新築住宅はそのほとんどが浄化槽を設置していますが、高齢者世帯を含む既設住宅への普及が課題となっています。

また、町が施設管理を始めてから28年が経過し、維持管理において長寿命化についての計画策定が必要となっています。

【町民からの主な意見】

- ・土地がせまく浄化槽を設置できないが、環境の為に設置できる方法はないか。

【主な取り組み】

①簡易水道化の推進

地区の意向を重視しながら、安全で良質な水を供給するために、簡易水道化を推進します。

②簡易水道整備計画の再構築

地区の要望を踏まえて、現状や水源の調査を実施し、簡易水道整備区域の計画を再構築します。

③簡易水道施設管理強化

常に水量等を監視し、異常時に早急に対処するため、引き続き、施設管理体制を強化します。

④簡易水道施設の計画的な維持管理

施設の維持管理を計画的に行い、施設を長期維持することで、コストを削減します。

⑤合併処理浄化槽の普及啓発と設置整備を図ります。

⑥適正な消耗品の定期交換や補充、損傷部の修繕等の維持管理を実施します。

【施策指標】

指標名	指標の説明	現在	目標値
		R6（R5）	R11
簡易水道施設	現施設数と整備目標施設数	10 施設	11 施設
飲料水供給施設	現施設数と整備目標施設数	18 施設	17 施設
上水道普及率	簡易水道施設・飲料水供給施設合計 （人口割）	99.6%	99.8%
浄化槽設置基数	現在までの浄化槽設置済み基数	1,565 基	1,665 基
浄化槽普及率	総世帯における浄化槽設置世帯数割合	56%	61%

【町民・地域の協力】

- ・自然流下方式での水源確保のため、必要とする水量の水源の提供協力が必要となります。
- ・維持管理の財源確保のため、水道料金引き上げに対する理解が必要となります。
- ・浄化槽未普及世帯の設置に向けた理解と費用負担が必要です。



簡易水道施設（樺ノ川地区）



簡易水道の配管



(5) 移住・定住の促進

人口の減少や高齢化が進み、集落の維持や地域の活気が弱まるなど様々な課題が急速に深刻化しています。若年層の町外への流出を緩和し定住を促進すると共に、町の魅力・価値の向上に取り組み、住んでみたいと思える環境づくりに努め、人口減少による課題の解決や産業の担い手を確保し、活気のあるまちづくりを目指します。

【施策の現状】

これまで、定住促進の施策として、定住団地の整備や、公営住宅の適正管理、若者定住住宅取得奨励金の交付など、定住促進の取り組みを進めてきました。しかし、居住ニーズに対し空き住宅が不足する一方で、管理や維持が行き届かなくなった空き家も増加しています。また、公営住宅では老朽化してきた棟もあり、計画的な改修や建て替えの検討も必要となっています。

今後、人口減少を緩やかにし、地域の活性化と集落維持のためにも、子育て環境の充実や、耐震など安心、安全な住環境の確保、産業振興など、様々な施策と連携し、住みやすい環境づくりに努め、更なる移住・定住の促進を図ることが必要です。

【課 題】

公営住宅の老朽化により、計画的な改修および建て替えの検討が必要となっています。

移住・定住のための住宅要望に対し、住環境の紹介や提供を行うと共に、空き家の活用を積極的に推進していく必要があります。

また、移住者への地域でのサポート体制を整備することが課題となっています。

【町民からの主な意見】

- ・子どもや若い世代が津野町に増えるよう、公園など遊べる場所などの支援を充実してほしい。
- ・賃貸住宅や空き家活用の拡充をしてほしい。
- ・これから先、どれだけの空き家が出るか、その対策を考えてほしい。

【主な取り組み】

①良質な住宅の供給

公営住宅の老朽化による改修、住宅用地の分譲を促進します。

②住宅取得等に関する支援

若者の住宅取得や改修及び南海トラフ巨大地震対策による住宅耐震化を支援します。

③空き家の活用

空き家情報の収集と情報提供により空き家の活用を図ります。

④移住相談等による移住支援

住居、仕事、暮らしを組み合わせた情報提供や、移住に関する支援制度、移住後のフォローにより移住を促進します。

⑤移住の地域協力体制の充実

移住サポーターを中心に地域で移住を支援し、サポートしていく体制を充実させ移住しやすい環境の整備と、地域の出身者等への情報提供を通じてUターンを支援します。

⑥津野町ファンネットワークの取り組み

町内・町外を問わず、津野町を応援してくれる方のネットワークとして、「TSUNO 応援団」の会員募集に取り組みます。

⑦民間賃貸住宅の供給の促進

若者のニーズに合った良好な民間賃貸住宅の供給を促進するため、民間事業者が実施する居住を目的とした民間賃貸住宅建設補助事業を推進します。

【施策指標】

指標名	指標の説明	現在	目標値
		R6（R5）	R11
移住件数	町外からの移住者数	5年間で 178 人	5年間で 250 人

【町民・地域の協力】

- ・移住者に対するサポートが必要です。
- ・一人ひとりが町の情報発信をすることが重要です。



都市圏での移住相談会



町の魅力を語るイベント
「TSUNO FAN FESTA in TOKYO」

(6) 衛生環境の整備（ごみ処理、し尿処理）



自然との共生による暮らしやすい快適な生活環境の形成に努めると共に、住民の環境保全意識の向上を図り、良好で快適な環境の保全と創造を目指します。

【施策の現状】

可燃ごみは、西地区の可燃ごみを処理する「クリーンセンター四万十」を廃止し、高幡東部清掃組合での処理へ全町統一しました。また、し尿・浄化槽汚泥についても、高幡東部清掃組合で処理を行っています。

カン、ビン、ペットボトルなどの資源ごみの回収は、容器包装リサイクル法に基づき容器包装廃棄物の分別収集を実施し、リサイクルへの取り組みを推進しています。

粗大ごみ収集については、毎月1回実施しています。

ごみ減量化検討委員会を設置し、ごみの減量化やリサイクルを推進しています。

【課 題】

これまでの取り組みや人口減少により、可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみの排出量は減少していますが、燃料高騰などの要因により処理にかかる費用は減少していません。環境保全の観点からも、これからさらに、ごみの減量化に向けた3Rの取り組みや、分別の厳格化が求められています。

また、高齢化により粗大ごみを持参するのが困難な方への対応も必要となっています。

【町民からの主な意見】

- ・ 高齢で、可燃ごみの集収場所への持ち込みや、不燃物の廃棄に困っている。
- ・ 粗大ゴミの回収場所が不便だ。
- ・ 車に乗れなくなっても、ゴミ出しや日用品の買物・通院等、生活に必要なことができるような公共サービスがあればいい。

【主な取り組み】

①分別収集及びリサイクルの推進

ごみの分別収集の厳格化、リサイクルの推進、減量化を図ります。

②粗大ごみの資源化の推進

これまで、粗大ごみは不燃物として引き取られていましたが、分別することにより、資源として利用、販売を進めます。このため、単なる集積場ではなく、資源ステーションとして受け入れ、分別、資源化を行うシステムづくりを検討します。

③高齢者など、運搬が困難な方への対応

運搬が困難な方は粗大ごみに限らず、買い物など不便な点が多岐にわたるため、高齢者福祉全体について検討します。

【施策指標】

指標名	指標の説明	現在	目標値
		R6（R5）	R11
粗大ごみ処分量	粗大ごみの処分量	208 t	178 t

【町民・地域の協力】

- ・分別収集の徹底とごみの減量化が求められます。
- ・リサイクル、リユースの取り組みが必要です。
- ・学校での環境学習の推進が必要です。



四万十川一斉清掃でのゴミ分別



町産業祭「リユースコーナー」



(7) 情報化の推進

地域情報プラットフォームを推進し、効率的、効果的な行政運営と住民サービスの向上を図ると共に、情報化社会の変化に対応できるまちづくりを目指します。

【施策の現状】

これまで町では、光ファイバーによるインターネットの環境を整備すると共に、携帯電話の通信エリア拡大や、テレビ放送の難視聴対策、指定避難所への Wi-Fi 整備などについて継続して取り組んできました。

国は、行政の効率化、住民の利便性向上を目的に、自治体のデジタル化を推進しており、今後の効率的な体制づくりが必要とされ、本町においても、行政の業務改革やデジタル化などの自治体 DX に向けた取り組みを進めていくことが求められています。

近年では、マイナンバーカードの普及促進に取り組み、転出入などの手続きをマイナポータルからオンライン申請できるように整備しました。また、他市町村との情報連携により、申請等に提出が必要な書類の削減に取り組んでいます。

【課 題】

今後のさらなる情報技術の発展にどのように対応していくか、国の動向等を注視していくと共に、本町の地理的条件等から、情報格差が生まれないように対策していく必要があります。

引き続き、携帯電話の通信エリア拡大や、テレビ・ラジオ等の難視聴対策は重要です。また、テレビ難視聴地域における共聴施設の老朽化や維持管理が課題となってきています。

オンライン申請やマイナンバーカードを活用した手続きの増加が見込まれることから、システム環境や運用の体制整備も必要となっています。

さらに、情報技術を活用し、業務効率化、働き方改革等、様々な課題の解決や住民の利便性向上が求められています。

【町民からの主な意見】

- ・高齢者に対応した人的対応をしてほしい。すべてデジタル化には反対する。
- ・携帯電話の繋がりにくいエリアがある。
- ・役場でスマホの使い方や手続きなど、気軽に相談する場がほしい。
- ・情報漏洩の問題がなければ、デジタルにできるところは導入すべき。利用者への教育指導も必要。

【主な取り組み】

- ①携帯電話の通信エリア拡大や、テレビ・ラジオ等の難視聴対策についても継続して取り組みます。
- ②自治体相互間で共通したシステム環境の整備について、さらに推進していきます。
- ③光ファイバーを活用した行政サービスを検討します。
- ④IoT や RPA、AI 等の導入や活用について検討します。
- ⑤町に適した行政のデジタル化の取り組みを進めるため、庁内にデジタル化の推進組織の設置、専門人材の確保等により、デジタル化推進計画の策定とデジタル実装に取り組みます。
- ⑥デジタル機器の利用に不慣れな高齢者等へのきめ細かなサポートを行い、誰一人取り残さないデジタル共生社会の実現のため、デジタルデバйд対策に取り組みます。

IoT（アイオーティー）とは、「モノのインターネット」を意味します。様々なモノをインターネットに接続して、データの収集や交換を行う技術です。

IoT の導入により、モノの状態を把握したり、モノを操作したり、モノ同士で通信したりすることが可能になります。これにより、エネルギー消費の最適化や生産性の向上、健康管理の改善など、様々な分野で効率化や問題解決が期待されています。

IoT の活用事例としては、次のようなものがあります。

- ・モニタリング：工場内の冷凍庫の温度や、ダムの水量などをリアルタイムに把握する。
- ・データ連携：店舗の商品売上と顧客の動きを連携して、売れ筋の分析を行う。
- ・遠隔制御：予知保全機能で異常を検知した場合、遠隔で修復作業を行う。

RPA（アールピーイー）とは、パソコンやサーバー上で定型業務を自動化するソフトウェアです。マウスの操作やキーボード入力などの作業を記録して、ロボットがそのまま再現する仕組みです。

RPA のメリットとしては、業務効率の向上、作業ミスの削減、コスト削減、人的ミスの減少、従業員の離職率の低下などがあります。

AI（エーアイ）とは、コンピューターが人間の知能や行動を模倣して、学習や推論、判断、最適化などの作業を行う技術です。

AI の活用事例には、翻訳、自動運転、医療画像診断、お掃除ロボット、ドローン、音声アシスタント等があります。

【施策指標】

指標名	指標の説明	現在	目標値
		R6（R5）	R11
行政手続きのオンライン化の推進	国の重点計画で定められた手続きのうち、オンライン化した行政手続きの割合	51%	100%

(8) 消防・防犯・交通安全の推進



火災の予防に努め、発生した場合は、直ちに消火にあたり町民の生命、身体及び財産を火災から守ると共に、災害時には迅速に対応し、傷病者への適切な応急処置や病院への搬送を行います。

町民一人ひとりが防犯意識を持ち、犯罪に強い、防犯に配慮したまちづくりを推進します。

また、地域における防犯活動を推進することで、児童・生徒等の安全の確保や青少年の健全な育成を図ります。

交通事故のない安全で安心な社会を実現させ、高齢者、障がい者等を含む全ての人々が、相互理解と思いやりをもって、交通事故のない社会を目指します。

【施策の現状】

常備消防は、高幡消防組合の津野山分署及び津野山分署葉山出張所の2ヶ所体制としています。

非常備消防は、消防団を組織し6分団定員212名体制としています。現在201名の団員が所属し団員数は充実しており、消防団員の平均年齢は47.6歳です。

緊急出動件数は年々増加しています。

学校、駐在所連絡協議会、地域安全推進委員等が連携して、青少年の健全育成及び、悪徳商法等被害防止等、地域内の防犯活動に取り組んでいます。

交通安全施設の整備、交通安全教育の推進、交通安全運動期間中の街頭指導、キャンペーン等、関係機関、団体と連携して交通事故防止に取り組んでいます。

【課題】

近い将来の発生が危惧されている南海トラフ巨大地震などの大災害時には、公助の手が足りなくなることが予想されます。そのため、一人ひとりが自助・互助・共助を理解し、防災・減災の意識を高めることが重要です。

また、救急出動件数の増加と共に救急車両の到着までの応急処置による重症化を防ぐ取り組みが必要となっています。

町民一人ひとりが「自分のことは自分で守る」という防犯意識を高めると共に、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域の安全に対する自覚を持ち、主体的に行動することが必要です。

また、学校内や地域等において、児童・生徒等の安全の確保に努めると共に子どもの時から、防犯の意識づけを行い、青少年の健全な育成を図ることにより、青少年の非行防止及び少年犯罪の減少を図っていくことが必要です。

交通事故のない社会を実現することが究極の目標ですが、交通事故そのものを減らすため従来の交通安全対策を基本としつつ、

- ・高齢者及び子どもの安全確保
- ・歩行者及び自転車の安全確保
- ・生活道路及び幹線道路における安全確保

の3つを重視して、対策の推進を図っていく必要があります。

【町民からの主な意見】

- ・旧国道等、せまい道を飛ばしている車が多いので、交通安全週間等に街頭指導をしてほしい。
- ・路上駐車があり、防災面や、救急車や消防車などの緊急車両の通行に支障が出ないか心配。

【主な取り組み】

- ①消防団車両の更新を計画的に進めていきます。
- ②心肺停止など生命の危機が迫った状況では、その対応への時間短縮が最重要です。救急車が到着するまでを救急ボランティア組織（EVT）により、1秒でも早く応急手当などの対応を行います。
- ③救急法講習会を実施し、住民全員が応急手当のできる町を目指します。
- ④学校、地域、事業者及び警察等各関係機関・団体との連携を強化します。
- ⑤防犯に対する意識の啓発及び情報提供を行います。
- ⑥町民及び地域による自主的な防犯活動に対する支援を行います。
- ⑦子ども・高齢者に対する思いやりのある交通安全意識の醸成と、子ども・高齢者自身の交通安全意識の高揚を図るため、体験・実践的な交通安全指導を推進します。
- ⑧飲酒運転を許さない町民意識を醸成し、飲酒運転を根絶します。
- ⑨全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用徹底の啓発と自転車利用者のマナー向上を推進するため、指導・広報活動を行います。

【施策指標】

指標名	指標の説明	現在	目標値
		R6（R5）	R11
消防団	消防団の団員数	201 名	210 名
啓発運動の実施	児童・生徒登校時の街頭指導 ドライバーサービスの実施	2 回	2 回

【町民・地域の協力】

- ・救急法講習会へ参加し、応急手当のできる人が増えることが期待されます。
- ・一人ひとりの防犯意識を高めることが大切です。
- ・一人ひとりの日頃の心がけが大事です。



全国交通安全運動でのドライバーサービス



鳴川グラウンドでの津野消防団出初式

(9) 防災・減災対策の推進



南海トラフ巨大地震をはじめ、各種災害に対しても、安心・安全に暮らせるまちとするため、行政と住民が協働で防災・減災に取り組むことを目指します。

【施策の現状】

町の主な災害対策は、台風などによる大雨からの土砂災害や、南海トラフ巨大地震による被害が想定されており、防災計画に基づき、指定避難所への備蓄や、地域ごとの自主防災組織による資機材整備や防災訓練に取り組んでいます。

【課題】

防災訓練や啓発により、命を守るために住民の防災意識の向上を図ることが重要です。また、防災・減災対策を推進していく中で次のような課題があります。

- ・災害時の孤立集落対策
- ・自主防災組織の高齢化
- ・現状にあった自主防災組織の規模に編成し直す必要性（隣接地区と共同で自主防災組織の編成など）
- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てられた木造住宅の耐震化
- ・土砂災害特別警戒区域への対策

【町民からの主な意見】

- ・山や道路、石垣、避難所の耐震化や防災対策をやってほしい。
- ・防災インフラの整備、避難経路の確保。
- ・災害時に、医療や救助が直ぐにできなくても、自分たちでどんな事ができるのか、応急処置や建物が倒壊したときにできる事など、知識を得ることが重要だと思う。

【主な取り組み】

- ①自主防災組織の充実として、学習会や防災訓練を実施します。
- ②昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てられた住宅の耐震化を推進します。
- ③防災士の育成に努めます。
- ④指定避難所の適切な備蓄管理を行います。
- ⑤関係機関と災害時の応援協定を締結します。
- ⑥防災無線のデジタル化に伴い、新築や高齢世帯住宅への戸別受信機の整備を推進します。
- ⑦土砂災害特別警戒区域への対策として、砂防等の施設を中心とした整備を推進します。

【施策指標】

指標名	指標の説明	現在	目標値
		R6（R5）	R11
防災士	防災士資格取得者の数	23 人	33 人

【町民・地域の協力】

- ・災害への備えと防災意識の向上、自主防災訓練への参加が大切です。



総合防災訓練（救出訓練）



自主防災組織による資機材整備

(10) 地域公共交通の充実



買い物や通院などの移動手段の維持・確保のため、運行事業者への支援や、利用者の利便性に配慮した運行および効率的な運営体制の確立を目指し、安心して生活できる取り組みを推進します。

【施策の現状】

町内の移動手段としては、高知高陵交通バス、個人ハイヤー、町が運行するコミュニティバス「つのバス」(全17路線)があり、高知高陵交通バスや個人ハイヤーの利用により、町外への移動も可能となっています。

つのバスは、高齢者の利用が多く多様なニーズがありますが、利便性の向上や効率的な運行を踏まえ、利用者のニーズ等必要に応じて、路線再編や運行時刻の見直しを行っています。

【課題】

高知高陵交通バス及びつのバス等の運行維持に係る経費や負担金が増加しており、増便など、多様化するニーズに応えることが難しくなっています。また、運転手の不足や高齢化が課題となっています。

【町民からの主な意見】

- ・交通の便が悪く、運転免許証を返したくてもできない。今は運転しているが、いずれ、買い物や通院で困るようになり、生活できなくなる。
- ・病院に通院するときに交通費が高く、年金生活者にはきつい。
- ・交通の不安があるので町営バスの運行は続けてほしい。
- ・福祉タクシー・バス利用券の金額を増やしてほしい。

【主な取り組み】

- ①バスの運行をPRして、利用促進に取り組みます。
- ②津野町福祉タクシー・バス事業により、高齢者等の移動手段に対して助成します。
- ③運転免許自主返納者を対象に、つのバス回数券を交付します。

【施策指標】

指標名	指標の説明	現在	目標値
		R6 (R5)	R11
バス利用者	コミュニティバスの年間利用者数	7,230 人	8,000 人

【町民・地域の協力】

- ・持続可能な公共交通体系を確立するために、地域全体で公共交通の利用促進に取り組みます。



(11) 保健衛生の充実

健康への関心が高まり適切な生活習慣や自身の健康管理、生活機能の維持に向けて行動できる住民が増えると共に、健康を支える環境を整え、町全体で健康づくりに取り組んでいくことを目指します。

【施策の現状】

妊産婦、乳幼児から高齢者までライフステージに応じた健康づくり活動や保健衛生事業を住民と行政が協働し、展開しています。しかし、依然として食事や運動、休養などに関する生活習慣の乱れなどから、生活習慣病の発症や重症化要因を持っている人が多く、日々の生活習慣の見直しや健康への関心を持ってもらう取り組みが必要です。

【課題】

住民一人ひとりの健康意識の向上と健康的な生活習慣の定着を目指す取り組みを推進する中で、以下のような課題があります。

- ・食生活では、朝食を欠食する子どもが多いです。
- ・運動習慣のある人が少ないです。
- ・子どもの就寝時間が遅くなってきています。若い頃からの生活リズムは子どもの成長・発達、日中の活動や食生活に影響を及ぼし、生活リズムの乱れは、生活習慣病へと繋がっていきます。
- ・健診の受診率は増加傾向ですが、メタボリックシンドロームの該当者および予備軍が増えています。
- ・飲酒習慣、喫煙に関する問題のある方が多いです。喫煙者の割合や、毎日飲酒、1日に3合以上飲酒している人の割合が、国や県、同規模の自治体と比較して多いです。
- ・歯間清掃用具を使っている成人が少ないです。歯周病が悪化すると歯の欠損だけでなく、循環器疾患をはじめとする全身の疾患にも繋がります。

【主な取り組み】

- ①町民の健康意識の向上と健康的な生活習慣づくりの定着に向けた支援を行います。
- ②町民の健康づくりを応援する環境を整えます。(人材育成・仲間づくり・情報提供・施設整備等)
- ③母子保健活動の充実を図ります。
- ④生活習慣病予防、運動器症候群予防、認知症予防対策に取り組めます。

【施策指標】

指標名	指標の説明	現在	目標値
		R6 (R5)	R11
健康的な食生活の定着	毎日朝食を食べる子どもの割合 (園児～中学生)	90.8%	100%
運動習慣の定着	運動習慣のある人の割合 (20歳～74歳)	30.8%	36%
健康的な睡眠の定着	早寝する子どもの割合(園児)	25.2%	90%

指標名	指標の説明	現在	目標値
		R6 (R5)	R11
メタボリックシンドロームの該当者・予備軍の減少	特定健診受診者のうち基準値に該当するもの（40歳～74歳国保対象）	14.7%	25%
適正飲酒の定着	毎日飲酒する人の割合（男・女）	31.7%	22.5%
喫煙者の減少	喫煙する人の割合（男・女）	12.7%	12.5%
歯磨きの定着	就寝前の歯みがきする人の割合（成人・児童）	85.1%	95%

【町民・地域の協力】

- ・自分自身や家族の健康づくりに関心を持ち、健康意識を行動に繋げることが必要です。また、健康づくり活動への積極的な参加や声かけ、協力が必要です。



健康ふくし週間（筋肉・脂肪量測定の様子）



健康ふくし週間（健康づくりや母子保健などに関するパネル展示）



(12) 地域福祉の充実

住民の方々や社会福祉協議会などの関係機関と一体となって、地域の課題を明らかにしたうえで地域福祉の充実を図ります。また、住民すべてが安心・安全に暮らしていくことのできる地域社会を構築します。

【施策の現状】

少子高齢化・過疎化が進み、限界集落と言われる現象が現実となっています。核家族化により、共働き家庭では子どもたちの放課後の安全な居場所を求めています。また、安全な登下校、休日の見守りといったことについても対応が必要です。

子どもや高齢者の見守りや自主防災組織など、地域の繋がりや地域ぐるみの支え合いが必要とされている一方、地域の繋がりや年代が若くなるにつれ希薄化しており、地域活動や地域の見守りといった活動が維持できなくなってきました。

【課 題】

少子高齢化が進み、核家族の共働き家庭では子どもたちの安全・見守りが、高齢世帯では孤立感や健康への不安などがあります。この他、障がいやひきこもりなど、また、それらが複合した複雑な生活課題を支援・解決するため関係機関が連携した伴走型の支援が求められています。

近所付き合いや地区活動などの地域の繋がりが希薄化し、地域活動が維持できなくなってきました。また、伝統行事などを通じた世代間の交流も見られなくなっており、老人クラブや婦人会なども地区組織が高齢化し、地域の繋がりや支え合いの力が低下しています。

【町民からの主な意見】

- ・行政がやり過ぎると、地域力がどんどん衰退すると思う。
- ・地域でできること、行政でできることを整理したうえでまちづくりを進めてほしい。

【主な取り組み】

①災害にも強い、繋がりのあるまちづくり

声かけや助け合い、見守り・相談ができ、地域の交流ができるまちづくりを目指します。

②快適な生活環境のまちづくり

必要な時に必要なサービスや医療を受けることができ、高齢者や障がい者などにとっても住みやすい、自立への支援や体制が整っているまちづくりを目指します。

③活動組織の支援・連携のあるまちづくり

保健・福祉・医療・介護等の必要な情報が関係者で共有され、切れ目のないサポート体制が確立されるまちづくり、ボランティアや社会福祉協議会などの関係団体が、地域住民と共に支え合いや活動のしやすいまちづくりを目指します。

④自身が持つ「生きる力」を育成するまちづくり

健康で生活機能の維持への関心が高い住民が増え、そのための取り組みがどの地区でも行われ、健康意識が行動に表れているまちづくり、子どものころから心が健やかに育ち、心の健康が維持できるまちづくりを目指します。

【施策指標】

指標名	指標の説明	現在	目標値
		R6 (R5)	R11
避難行動要支援者個別計画（対象者）の作成	避難行動要支援者個別計画（対象者）の作成率	100%	100%
地域包括ケアシステムの構築に関する研修会	町内の介護保険サービス事業所等を対象とした多職種協働による研修会の開催数	年1回	年2回以上
住民主体による助け合い・支え合い活動の活性化	住民同士の繋がりや支え合いを考える会議開催数（生活支援体制整備事業第1層協議会会議等）	年2回	年4回以上

【町民・地域の協力】

・地域ごとに解決すべき課題は異なるため、住民との意見交換・情報共有を行って様々な実態を把握し、住民の協力を得て、社会福祉協議会やボランティア団体などと共に最善の方法を共に検討していく必要があります。得られた結果ばかりでなく、住民と共に考えていくプロセスもとても重要です。



おしゃべり&食事会（貝ノ川地区）



高齢者と子どもたちでベンチ作り（新田集落）



(13) 高齢者福祉の充実（高齢者福祉、介護保険制度）

高齢になっても、自分らしく生き生きと暮らせる地域を目指して、自らの健康づくりや介護予防を实践できる住民を増やします。また、互いに支え合える地域をつくるために住民の主体性を高めていきます。

【施策の現状】

人口減少と高齢化によって、高齢者数が増加しており、それに伴い生活ニーズも多種多様となっています。また、家族や身近な地域での繋がりが希薄になり、介護保険サービス等の利用意向が増え、フォーマルサービスだけで高齢者の生活を支えることに限界があります。

介護予防の取り組みとして、地域サロン、あったかふれあいセンター、介護事業所などで、セラバンド体操の取り組みを啓発してきました。

認知症に関する正しい理解や相談窓口の啓発のために、映画上映会や広報誌への記事掲載などに取り組んでいますが、認知症に関する相談をどこにするかの問いに、「わからない」と答えた人が 17.4%います。相談しやすい環境づくり、認知症にやさしいまちづくりの推進がさらに求められています。

【課 題】

日中、家族が勤めに出て、高齢者のみとなる世帯も多く、何らかの支援の検討が必要です。また、住民同士の繋がりが希薄な地域では、緊急時の対応等に支障が発生する可能性があります。

町内の介護サービスについては、事業所が少なく利用したいサービスが選択できない状況にあるため、フォーマルサービスだけでなくインフォーマルサービスや住民同士の助け合いなどについても検討が必要です。

介護予防や生きがいづくりのための多様な集いの場を、地域と共につくっていくことが必要です。

【町民からの主な意見】

- ・高齢化率が高いので、高齢者福祉の充実を望む。
- ・高齢者が増え、認知症の方も増え、老老介護や単身住まいも多く、見守りが不十分に感じる。
- ・健康で住み続けるために、参加しやすい取り組みでフレイル予防に力を入れてはどうか。
- ・町内施設を活用して、健康増進、趣味、コミュニケーション等の場をつくってほしい。

フレイル予防とは、高齢期に心身の活力や生活機能が低下するフレイルを予防することを意味します。

フレイルは、健康と要介護状態の間の虚弱な状態をいいますが、予防や改善が可能です。

フレイル予防のためには、栄養（バランスのよい食事や十分な水分摂取）、身体活動（日常生活の適度な運動や筋トレなど）、社会参加（余暇活動やボランティア活動など）などが大切です。

【主な取り組み】

- ①自助・互助・共助・公助の理念の普及を図ります。
- ②介護人材の育成に努めます。

- ③支え合いのある地域づくりを構築支援するために、社会福祉協議会をはじめとする関係機関との連携強化を図ります。
- ④地域サロンなどでの介護予防や健康づくりの取り組みの充実を推進します。
- ⑤認知症に対する理解の普及啓発、認知症サポーターを養成します。
- ⑥在宅サービスや高齢者施設の在り方について検討します。

【施策指標】

指標名	指標の説明	現在	目標値
		R6 (R5)	R11
介護予防のための通いの場（あったかふれあいセンターや地域サロンなど）の参加頻度	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査における「介護予防のための通いの場の参加頻度」の質問で、「月1以上参加」と回答した人の割合	15.7%	20.0%
認知症に関する相談先の認知度	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査における「認知症に関する相談先」の質問で、「わからない」と回答した人の割合	17.4%	10.0%

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査とは、3年毎に策定される「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の際に行われる65歳以上を対象としたアンケート調査です。

【町民・地域の協力】

- ・日頃から住民同士で声をかけ合ったり、見守りができるなどの関係づくりに努めることが望まれます。
- ・地域サロンやあったかふれあいセンターなどでの介護予防事業に積極的に参加・協力が必要です。



地区サロンでのセラバンド体操



地区サロンでのストレッチ

(14) 障害福祉の充実



障がいのある人もない人も互いに認め合い、地域で支え合い、誰もが活躍できる地域共生社会の実現に向けて、町民同士のあたたかい繋がりと主体的な社会参加を目指します。

【施策の現状】

障害の有無にかかわらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し合い、理解し合いながら共に生きていく共生社会の実現に向け、障害に対する偏見や差別をなくし、障がいのある人の安定した地域生活が送れるよう支援体制の充実や包括的な相談支援体制の推進が必要です。

地域生活を継続するには障害福祉サービスなどの生活支援サービスが必要ですが、町内には事業所が少なく、グループホームや生活介護などのサービスは町外の事業所を頼らざるを得ない状況があり、ニーズ把握や現状整理が必要となっています。

障がいのある人の一般就労に向けた検討を自立支援協議会の就労支援部会で継続して行っており、引き続き一般就労に向けた仕組みづくりの検討や多様な就労の場の確保、その人に応じた就労支援を図ることが重要です。

また、支援の必要な子どもが、福祉サービスや専門的な療育、それぞれの特性に応じた保育や教育が受けられるよう、早期療育や特別支援教育の充実、相談体制の充実を図り、乳幼児期から学校卒業後、成人までの切れ目のない支援体制の整備が求められています。

【課 題】

障害や障がいのある人への理解が深まることで、誰もが地域で安心して暮らし続けることができます。障害に関する理解と交流を促進することが重要です。

また、就労や地域生活、障害福祉サービスの利用など、多様な相談・ニーズに対応するため、今後もより一層、関係機関等との連携を図りながら、包括的な相談支援体制の仕組みを充実する必要があります。

【主な取り組み】

①みんなで支え、共に歩むまちづくり（地域共生社会の構築）

障害の有無にかかわらず、誰もが互いに尊重し合い、理解し合いながら共に生きていく共生社会の実現のため、障がいのある人も積極的に地域社会に参画し、生きがいを持って生活していける社会づくりを目指して、共に生き、共に歩む社会づくりを目指します。

②差別を解消するところのバリアフリーを進めるまちづくり

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合えるよう、啓発や交流活動等を通じて障害を理由とする差別の解消や権利・尊厳が保持されるように権利擁護の推進を図ります。

③一人ひとりの生活を支えるまちづくり

地域で必要な支援を受けながら生活できるよう、関係機関と連携し、多様なニーズに対応した生活支援サービスの提供や相談支援体制の充実を図ります。

④豊かな個性をはぐくみ思いやりが育つ教育環境づくり

乳幼児期から学校卒業後、成人へと成長しても、切れ目ない支援が受けられるよう、認定こども園、小・中・高、教育委員会及び関係機関との情報共有・連携強化に努めます。

⑤住みやすい、働きやすいまちづくり

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには就労は重要であり、その人の個性や能力に応じた多様な就労形態があることが求められています。働く意欲がある人がその適性や希望に応じて能力を十分に発揮することができるよう、就労に関する情報提供や相談支援の充実を図るなど就労支援体制の整備を図ります。

【町民からの主な意見】

- ・ 学校卒業後の障がい児の働ける場所がほしい。
- ・ 障がい児のいる親同士が話し合える場所がほしい。

【施策指標】

指標名	指標の説明	現在	目標値
		R6 (R5)	R11
津野町の生活しやすさ (暮らしの満足度)	障害者計画アンケートによる津野町が生活しやすいと思う人の割合 (%)	(者) 57.6% (児) 87.5%	(者) 70% (児) 95%



花の栽培（どんぐり農園グリュエ）



クッキー作り（作業所里楽）

※「障害」の「害」のひらがな表記について

この計画書においては、「障害」という言葉が「人」を表す場合は、原則として「障がい」と表記します。



(15) 地域医療の充実（地域医療、診療所、医療保険制度）

地域住民の健康保持・増進、スムーズな治療を受けられるための援助、在宅での医療援助等、より良い生活を送るための地域医療を目指します。

津野町国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の安定的な運営に取り組みます。

【施策の現状】

町の医療施設は、国保診療所が2か所、民営診療所が1か所、民営歯科診療所が2か所あります。2か所の国保診療所においては、主に一次医療を基本とした初期治療や健康管理、町内福祉、教育施設の医療・健康管理を行っています。入院等による継続治療を要する二次医療患者や、特殊・先進的医療である三次医療を必要とする患者は、近隣の須崎市や高知市等の医療機関を利用しています。

町の国保被保険者数は令和5年度末で1,200人であり、住基人口5,282人の23%となっています。

国保運営は、被保険者からの国民健康保険税と国・県等からの負担金等で賄っていますが、高齢者が多い、医療費が増加している、所得の少ない方が多い、小さな町村は財政運営が不安定になりやすいなど、構造的な課題を抱えています。こうした状況を解消するため、平成30年度からは、県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保など、国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図ることになりました。

国保財政の安定的な運営のためには、今後においても保険給付費の抑制が重要です。このためには、疾病の早期発見により重篤化する前に治療を行うことであり、疾病の早期発見のための特定健診等の受診の推進が必要です。

後期高齢者医療制度は、全国的な医療費等の増加による財政への負担が大きくなっているのが現状で、住民への保健指導等を通じて、啓発活動を継続していますが、まだまだ充分ではありません。

【課 題】

町の2か所の国保診療所は、東地区の比較的せまい範囲の中に設置されており、同じ一次医療を行っています。それぞれ診療科が内科、外科と異なることから一人の患者が両診療所を重複して受診することもあり、患者の医療費や交通費の負担増となっています。

しかしながら、まだまだ多くの町民は、一次医療の初期治療に町外の病院やクリニックといった医療機関を利用している現状であり、町民のかかりつけ医として疾病予防や健康管理など地域医療を行ううえにおいては、町内外の医療機関、保健福祉の関連機関との連携を密にし、住民が安心して利用することのできる医療体制を整えることが求められています。

特定健診の受診率は、特定健診の制度開始の平成20年度は39.3%でしたが、直近令和5年度は62.6%となっています。国民健康保険第四期特定健康診査等実施計画では、計画終期の令和11年度の目標は65%であり、目標達成のため受診勧奨が重要となっています。

医療保険制度の基礎である、早期発見早期治療の観点から、自分自身の身体に関心を持たせることで住民の意識改革を図る必要があります。

【主な取り組み】

①診療所の統合

両診療所とも老朽化が進んでおり、災害発生時の医療救護所としての機能充実や、今後予測される医師不足等を踏まえ、両診療所の統合について進めます。

②二次・三次医療機関との連携強化

③保健福祉関連機関とのケース検討会議組織の充実

④在宅医療への支援強化

⑤診療所の体制強化

地域住民が受診しやすい診療所の体制づくりを図ります。

⑥特定健診受診勧奨の強化等による保健事業の推進

健康管理意識の向上に努め、疾病の予防と早期発見、早期治療を可能とするための保健事業を推進します。

⑦長生き応援室の取り組みの推進

高齢になっても、元気で自分らしく生き生きと暮らせる町を目指して、関係部署・機関と連携し、介護予防の取り組みと健康づくりや生活習慣病予防などの健康増進の取り組みを一体的・効果的に取り組み、町民が元気で長生きできるよう応援します。

⑧国民健康保険の取り組みの推進

レセプト点検強化等による適正な受診勧奨を推進します。

【町民からの主な意見】

- ・診療所のオンライン予約や、オンライン診療に取り組んでほしい。

【施策指標】

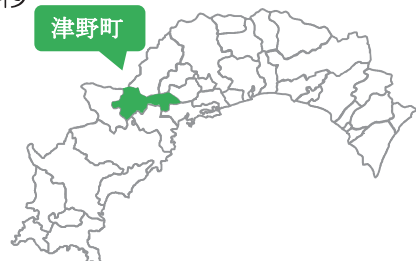
指標名	指標の説明	現在	目標値
		R6（R5）	R11
特定健診受診率	病気の早期発見早期治療を目的とした特定健診（40歳～74歳国保対象）の受診率	63%	65%

【町民・地域の協力】

- ・健康診断への積極的な受診が求められています。

IV. 資料編

役場の位置	東経133度12分7秒、北緯33度26分34秒
町域	東西28.10km、南北15.37km
町の面積	197.85km ²
土地の利用状況	林野89%、耕地2%、宅地等9%
主な河川	四万十川、新莊川
平均気温	15℃
年間降水量	3,548mm（令和5年高知地方気象台）
人口	5,291人（令和2年国勢調査）
世帯数	2,206世帯（令和2年国勢調査）
主な産業と構成	農業（茶、ショウガ、ミョウガ、ナス、甘とう、シシトウ、水稲など） 林業（素材生産、製材）、建設業
幼稚園・保育園	認定こども園2園（幼保連携型）
小中学校	小学校2校、中学校2校
町の花	アケボノツツジ
町の木	ヒノキ
町の鳥	ヤマガラ
町のキャッチフレーズ	清流と風と歴史に会えるまち 津野



■津野町まちづくり計画の策定経過

令和6年6月～令和7年1月	地区座談会
令和6年7月～8月	アンケート実施
令和6年11月1日	まちづくり計画審議会
令和6年12月20日	まちづくり計画審議会
令和7年1月24日	まちづくり計画審議会
令和7年2月21日	まちづくり計画審議会
令和7年2月26日～3月27日	パブリックコメント募集

津野町まちづくり計画審議会
及び津野町まち・ひと・しごと創生有識者会議委員

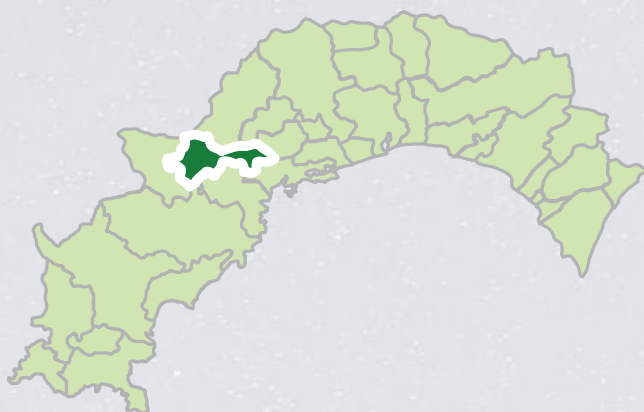
（五十音順・敬称略）

所 属 等	氏 名	備 考
津野町広報編集委員会 委員（住民代表）	市川あゆみ	
東京農業大学 教授	入江 彰昭	
津野町商工会 事務局長	上田 修志	
津野町農業委員会 会長	川村 実男	
周南公立大学 教授	清原 泰治	会 長
一般財団法人 天狗荘 理事長	倉橋 盛男	
津野町森林組合 総務課 課長	高橋 秀幸	
土佐くろしお農業協同組合 営農指導課 課長代理	竹村 宏	
須崎地区森林組合 総務課 課長	竹村 洋宣	
一般社団法人 奥四万十高知 事務局長	富岡 哲也	
津野町教育委員会 教育長職務代理	西内 香織	副会長
高知県農業協同組合 高西営農経済センター 津野山経済課 課長	西岡さおり	
津野町社会福祉協議会 事務局長	松岡 寛信	
高知県産業振興推進部 地域産業振興監	山中 恵子	

津野町

かがや
★飛躍から耀きへ★

かがや
★星耀き人きらめくまち★
を目指して



津野町第3期まちづくり計画

発行日／令和7年3月27日

発行／津野町まちづくり推進課

〒785-0201 高知県高岡郡津野町永野471-1

TEL0889-55-2311